

# 宗教法人の解散とその基準

藤原 究

1. はじめに
2. 宗教法人の解散
3. 統一教会に対する裁判例
4. 解散の基準とその射程

## 1. はじめに

2022年7月8日、奈良県奈良市の大和西大寺駅北口付近で、安倍晋三元総理大臣が自民党現職参議院議員の応援演説中に当時41歳の男に銃撃され死亡する事件が起きた。総理大臣経験者が暗殺されるのは7人目であった。その場で取り押さえられた犯人の男は取り調べに対して、もともとは宗教団体のメンバーを標的としていたものの、実行が難しいことから、当該宗教団体と親密な関係があるとされていた安倍元総理を狙ったと供述した<sup>1)</sup>。ここで挙げられた宗教団体が世界基督教統一神霊協会（旧 統一教会（現 世界平和統一家庭連合）以下、統一教会という）であり、男の母が統一教会に入信したことで家庭生活が破綻したことを理由とした蛮行であった。しかしながら、皮肉にもこの蛮行をきっかけとして、統一教会に対する様々な報道が広がるとともに、政治家と統一教会との関係性についても厳しい視線が送られることとなった。こうした暴力をきっかけとして、これまで積み重ねられ、放置されてきた統一教会とその信者・家族たちとの問題は、これまでの議論を一

足飛びに飛び越えて、一気に変革の時を迎えることになった。しかしながら、こうした流れの中で、安易に宗教法人へ質問権が行使され、宗教法人の解散命令がなされていくことは、社会における宗教の果たす役割を萎縮させるだけでなく、より狡猾で深刻な被害を生み出すスピリチュアルビジネスの地下化を招くことになるのではないだろうか。本稿では、宗教法人の解散について過去の事例や立法趣旨、運用状況からそのあるべき形を考え、昨今質問権行使を通じて調査が行われている、統一教会の過去の裁判事例を検討し、解散請求の射程を検討する基礎資料としたい。

## 2. 宗教法人の解散

宗教法人の解散については、宗教法人法81条に規定がある。裁判所は宗教法人に対して以下の事由がある場合には、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権でその解散を命ずることができるとされている。

- ①法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- ②宗教法人法第2条（宗教団体の定義）に規定されている宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。
- ③当該宗教法人が礼拝の施設を備える宗教団体（宗教法人法第2条1号の団体）である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたってその施設を備えないこと。
- ④一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。
- ⑤認証書を交付した日から1年を経過している場合において、当該宗教法人について認証に必要な要件を欠いていることが判明したこと。

1号における「法令違反し、著しく公共の福祉を害する行為」を宗教法人が行うことの意味については、宗教法人自体が犯罪行為の主体となる場合だけを指すわけでは、宗教団体構成員の大部分やその中枢部分が宗教団体の組

織的行為として犯罪に関与する、重大な犯罪行為と宗教団体の組織や活動との間に切り離すことができない密接な関係があると認められる場合には解散を命じることができる<sup>2)</sup>。

また解散請求の理由のうち、2号の宗教団体の目的に関する部分については、宗教法人法における独自の人格付与の趣旨に由来するものであり宗教法人が本来の団体の目的であるところの宗教活動が行われないうちに、収益事業を行っているような場合について適用されることとなる。昨今話題になっている休眠宗教法人の整理はこの部分が適用されることとなる。

統一教会関連としては、2009年に印鑑販売を業とする「有限会社新世」の代表者らが特定商取引法違反で有罪判決を受けている。この事件において、代表者らが設立当初から客の悩みや不安をあおり高額の印鑑を強引に販売しており、こうした手法は統一教会の信仰と渾然一体となったマニュアルに従って従業員に周知されているとともに、客をイベントなどから統一教会の信者獲得をも目的として違法な手段を伴う印鑑販売を行っていたと指摘されている<sup>3)</sup>。

宗教法人が解散となった例としては、和歌山地裁平成14年1月24日決定<sup>4)</sup>の明覚寺事件がある。当該宗教法人の関係者らが霊能がないのに霊能があるかのように装って、相談に来た者に対してその悩みが解決できるかのような嘘を言って欺いたとされている<sup>5)</sup>。この関係者らはトーク集等のマニュアル類をつかって供養料を取めさせており、刑事事件として詐欺の成立が認められている。こうした詐欺行為は宗教法人が主体となって行われたものとして認定され、解散命令の申立が認められることになった。

この場合の解散とは法人格としての「宗教法人」の解散であり、「宗教団体」としての活動を継続することにおいての問題はない。解散命令を裁判所が行うことが憲法20条1項に反するかどうかについては、オウム真理教の解散請求に伴い行われた最高裁平成8年1月30日判決で、解散命令によって宗教法人が解散しても、信者らが法人格のない宗教団体を存続させることについてはなんの制限もなく、信者の宗教上の行為を禁止・制限する法的効果

を持たないため、憲法上こうした規制は許容されると判断している。解散請求における利害関係人の範囲については、その範囲は宗教法人の存続に利害関係を持つ者を指すとされている<sup>6)</sup>。

また所轄庁は、宗教団体に対して以下のような疑いがあると認めるときには、宗教法人法を施行するため必要な限度において当該宗教法人の業務または事業の管理運営に関する事項に関して報告を求めることができるとしている（宗教法人法78条の2第1項）。

- ①当該宗教法人が行う公益事業以外の事業についてその収益の使用についての規定に違反する事実があること。
- ②認証に関連して、必要とする要件を欠いていること。
- ③当該宗教法人について解散命令に該当する事由があること。

統一教会の問題において、文化庁は2022年11月22日から2023年3月1日までの間にこれに基づき4回の質問権を行使した。統一教会に対して解散請求を行うには、81条1項1号の法令に違反して著しく公共の福祉を害する行為をしたかどうかの判断が必要となるため、この部分についての資料を確認しているものと見られる。

### 3. 統一教会に対する裁判例

統一教会の活動に関連して、違法性の判断が行われた事例として以下のものがある。

#### ①東京地裁令和3年3月26日判決

違法性判断の基準については、寄付や献金、物品の販売などにおいては、その方法、態様及び金額等が社会通念上相当な範囲にとどまる限りは、信教の自由に由来する宗教活動の一環として許容される。こうした判断においては、勧誘等の行為が対象者をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、対象者による支出行為がその対象者の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたもの

であるかどうか、献金等の額が勧誘の対象者の社会的地位や資産状況等に照らして不当に高額であるかなど、その方法、態様、金額等の諸事情を総合的に考慮して、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであるかどうかを検討するのが相当であるとしている。その上で、本件の証拠においては、統一教会側が行った一連の伝道・強化活動が当初から全財産の収奪を目的としている継続的一体の不法行為であるとの主張については、これを認めるに足りないとして、原告（元信者側）の支出において個々にその違法性を検討している。複数ある金銭の支出のうち、親族の癌による死から恐怖心を抱いている原告に対してこれを利用して700万円の支出をさせていることについて違法性を認めるとともに、原告の先祖の関係から合理性を欠く理由をつけて、相続した遺産のほぼ全額である2667万円を献金したことについても違法性を認めた。他の原告においてはほぼ全財産に当たる1300万円と600万円、197万円を家族の問題に対する不安を利用して献金させた点について違法性を認めるとともに、それまでに高額の献金をしているにも関わらず借入れをして行った献金については勧誘行為の具体的事情が不明であっても資力を無視した献金の勧誘は違法性があると判断している。

②東京高裁平成29年12月26日判決（東京地裁平成29年2月6日判決の控訴審）

2年7ヶ月にわたって統一教会であることを秘して、綿密な計画に基づいて構築された勧誘教化の過程にしたがって取り込もうとしているが、その行動自体は宗教活動であり、専ら財産の収奪や労働力の搾取を目的とした活動とは認められない。また、一時的に通所をやめていた事があることから、関係を解消することが不可能あるいは困難だったとは認められないとして、一連の行為が一連一体としての不法行為になるとは認められないとした。しかしながら、宗教団体側が、「勧誘、教化を受ける者に対し、いたずらに不安に陥らせ又は畏怖させて、そのような心理状態を利用し、あるいは特定の宗教であることやその宗教の中核的な教えを意図的に隠し、与えられた情報が不十分であることを利用するなどして、社会的に相当と認められる範囲を逸

脱した方法によって勧誘、教化を行い、また、その結果として、勧誘、教化を受ける者に社会的に相当と認められる範囲を逸脱するような金員の支出や行為をさせた場合には、これが宗教活動の一環として行われたとしても、一般社会において許されるものではなく、個々の具体的な行為が個別的に不法行為と評価されることはあり得る」とした上で個別に違法性を判断している。

例えば、伝道に際して、統一教会であることを秘していることは社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものであり、違法性判断をする上で極めて重要な要素であるとしている。一定期間統一教会であることを秘した後、統一教会であることを明かしたとしても、それ以前の不相当な勧誘・教化の影響による影響が続いているとしている。個々の行為としては、一日に合計130万円もの金員を支出させていること、入信後に仕事を辞め宗教活動に専念したことも社会的に相当な範囲を逸脱しているとしている。

③東京地裁平成29年2月6日判決<sup>7)</sup>

統一教会であることを隠して原告に近づき、個人情報の詳細に聞き出した上でその懸念を強調するなどした手法は社会的に相当な範囲を逸脱しているとした。また、その時点における全財産を献金させたり、著しく高額な物品を販売したり行為についても不法行為が成立する余地があるとした上で、収入に比して高額な献金については社会的相当性を逸脱しているとする一方で数万円以下の規模については他の宗教団体でも見られる一般的な範囲の支出であるとして違法性はないとした。また、入信の過程において違法な勧誘や教化の心理的影響があったとしても、仕事などを辞めて統一教会のほぼ無償で労働に従事する「献身活動」に従事したことは、他の信者の中でも「献身活動」に従事しない者がいることから、統一教会により強制された違法なものであるとはいえないとした。

④東京地裁平成28年1月13日判決<sup>8)</sup>

原告の意に反して、原告の妻が原告の預金を統一教会に献金等で支出して

## 宗教法人の解散とその基準

いた事件において、統一教会側は信者の財産状況を把握するとともに、その配偶者の財産などについてもどの程度管理しているかについて聞き取りをしており、献金の獲得の目標額について組織的に共有していた。原告の意に反する支出によって献金がなされていることを認識していたと認められるため、こうした支出について組織的な不法行為となるとした。

### ⑤札幌地裁平成26年3月24日判決

信者らによる伝道・教化においてはマニュアル等に従って行われており、信者となった者は伝道活動や物品販売などの経済活動にも従事させられており、伝道・教化活動は献金や物品販売活動の担い手を再生産する目的があったと推認できるとした。統一教会は主に金銭を拠出することのできる人間を対象として伝道し入信させており、かつ、献金も、既に自由意思に基づかず統一教会の教義を教えられた者に対して、統一教会の教義の下でなされたもので、自由意思に基づいてなされたものとは認めがたいという点から統一教会の信者らによる伝道・教化活動は不当な目的に基づく、相当性を欠いた方法によって行われているもので違法であるとした。

### ⑥東京地裁平成25年11月27日判決

原告は統一教会からの接触時から「伝道」であることを知らされ、その後数ヶ月で統一教会であることを打ち明けられ入信した。その後約24年間にわたって信者として活動し献金等を繰り返した事件において、献金が違法であるかについては、献金の内容やこれと統一教会の教義・信仰との関係、献金額が資力に対して過大なものと言えるか否か、欺罔脅迫する文言の具体性や裏付けの有無、当事者間の関係性について、判断することが必要とした。その上で、献金等について違法性はないとした。

### ⑦福岡地裁平成22年3月11日<sup>9)</sup>

入信に至る一連の経緯において不当な面があることのみをもって、その後

の一連の勧誘行為が全て当然に違法とすることはできず、一連の経緯を踏まえながらも個別の行為における諸事情を総合的に勘案する必要があるとした。その上で、夜間に突然訪問してことさら不安を煽るような言葉を並べてその場で高額な印鑑の購入を決意させたり、その直後に更に先祖の因縁を強調するなどして財産の大半である4300万円の多宝塔の購入を決意させたことが違法と判断された。

一連の勧誘行為について、物品販売を行う販売会社の社員がすべて信者で構成され、統一教会の教義の実践としてその販売行為が行われていた点において使用者責任を認めるとともに、献金勧誘については、本部から各教会への献金要請の指示文書や目標額などが存在することなどからその使用者責任を認めた。

⑧広島高裁岡山支部平成12年9月14日判決<sup>10)</sup>(岡山地裁平成11年6月3日の控訴審)

宗教団体が、非信者を勧誘・強化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当である限り、正当な社会活動の範囲内にあるものと認められるとした上で宗教団体の行う行為が、強要するなどして、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為とはいえ、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価を受けるものと言うべきである、とした。

その上で、統一教会の一連の献金勧誘活動について、一般の宗教行為の一場面と同様の現象を呈するものといえなくもないものもあり、また控訴人は主観的には自由意思により決断しているようにみえるが、これを全体として、また客観的にみると、献金、入信に至るまでのスケジュールを決め、その予定された流れに沿い、殊更に虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、徒に害悪を告知して控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って、控



訴人の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ、控訴人の生活を侵し、自由に生きるべき時間を奪ったものと言わざるを得ないと判示した。

控訴人らは被控訴人の信者らの有機的に一体となつてなした不法行為によって人格権（宗教選択の自由）を侵害されて、被控訴人の信者組織からの勧誘行為に端を発して棄教するまでの間、貴重な人生の日々を控訴人にとっては後悔のみ残る時間としてしか過ごせないことを余儀なくされたものとして、実損分と慰謝料の支払いを命じた。他方で、元信者らが主張するマインド・コントロールについては本件事案につき不法行為の成立を考える際には道具概念としての意味を持たないとして採用しなかった。

⑨札幌地裁平成13年6月29日判決<sup>11)</sup>

当初は女性元信者一名によるものであったが、後に併合される。原告は北海道内に住む女性ら20名。原告らは統一教会という正体を明かされないままに自己啓発セミナーなどへの誘いを受け1985年から1991年にかけて相次いで入信した。その後は信者として高額の献金・物品購入を行い、その上物品販売により靈感商法に携わってきた。最終的に原告20名、総額9200万円の損害賠償を求めた。札幌地裁は以下の点から統一教会であることを秘匿するなどした勧誘行為は憲法が規定している信教の自由を侵害するおそれのある違法な行為であるとして統一教会側に17名に対して合計で2950万円の支払いを命じた。原告のうち3名については入信期間が短いなどの理由で請求を棄却した。判決において裁判所は（信教の自由に保障された宗教活動が勧誘などにおける）相手方の信教の自由をはじめとする基本的人権を侵害するおそれもあることをかんがみると、自ら内在的な制約があることを免れないと判示し、宗教団体による布教活動に内在的な制約があることを認定した。その上で、裁判所は判断の枠組みについてそれらの宗教活動が、社会通念に照らし、外形的客観的に見て不当な目的に基づくものと認められ、また、その方法や手段が相当と認められる範囲を逸脱し、その結果、相手方に損害を

与えるおそれがあるような場合には、違法であると判断の枠組みを示した。統一教会の勧誘の目的について対象者の財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会の再生産という不当な目的であると述べている。不当な勧誘手段の具体的な内容としては以下のものが挙げられている。

i 宗教団体であることの秘匿

判決においては宗教性の秘匿についてその者の信仰の自由に対する重大な脅威であると評価すべきであるとした。さらには信仰など内心の自由に対する不当な行為について宗教上の信仰の選択は、単なる一時的単発的な商品の購入、サービスの享受とは異なり、その者の人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力を及ぼす可能性を秘めた誠に重大なものであって、そのような内心の自由に関わる重大な意思決定に不当な影響力を行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し、決定する自由を妨げるものとして、許されないと言わなければならないとしている。

ii 欺罔や威迫を含む勧誘の方法

被告統一教会の勧誘方法は教義とは本来関係のない手法を駆使し、その教義上からも根拠があると考えられない害悪を告知する等して、欺罔威迫するという勧誘の手段をとっているとした。さらには勧誘の過程におけるマニュアル本の存在についても認定している。

iii 組織的な勧誘行為について

統一教会による組織的な勧誘の具体的な内容を挙げ、長年の組織的勧誘の経験に基づいた組織的・体系的・目的によって勧誘が行われていることを指摘している。

## 4. 解散の基準とその射程

宗教法人の解散命令の申立においては、とくにその宗教法人法81条1項1号に基づく解散命令が申し立てられた結果として解散請求が認められたのは、

2例のみであり、これらとの比較から、解散命令の可否は刑事事件の存在が基準の一つと考える方法もある。しかしながら、宗教法人法における解散命令とは、宗教法人によって公共の福祉を害するような法令違反や反社会的行為が行われていれば、その宗教法人としての法人格を剥奪することについて判断が行われるべきであって、個人の刑事責任を立証・追及するための手続きであり、これを宗教法人法における解散の可否判断の基準となるとなれば問題になる点もある。そのため、刑事事件の判決が確定するまで法人格取り消しを求める解散請求ができないわけではない。

さらには、宗教法人本体自体に民法709条の直接適用によって、その宗教団体の違法性を際立させることで解散請求につなげたいと考える理論もあるように見えるが、これについても同じように、宗教法人自体の違法な活動であるかが解散請求判断の基準とはなりえないだろう。宗教法人法における解散請求はあくまでもその法人格付与が宗教法人法の枠組みの中でどのように判断すべきかという原点に立ち返らなければならないだろう。そのため、これまで統一教会に関して多く提起されている民事訴訟の中で、その組織的に行われる違法伝導や献金勧誘行為についてその違法性が複数認められていることは、宗教法人法の趣旨に明確に背くこととなるため、十分に解散命令につながるものといえるだろう。

個別の訴訟においては、マニュアル化される等したことで組織的に行われる勧誘行為が反復継続している場合だけではなく、その内容面として、献金額や商品の購入額が献金等を行った側の資産状況に対して過大なものではないかという「程度」の部分を経験に基準に加える必要となるであろう。その結果、従来の基準に加えて「目的、手段、結果、程度」という4要素を基準として、献金勧誘等の違法性判断を総合的に行うことが重要となるであろう。

そして、宗教法人の解散請求を行い、結果として裁判所が解散を認めた場合には、宗教団体自体の活動には大きな制限が課せられ、同時に信者たちに対しても大きな精神的負担を強いることとなる。こうした事態を避けるためにも、宗教法人側の自発的な情報公開が非常に重要となる。その点において

は、毎年提出するべき報告書類を提出していない法人が多く見られることは残念な現状と言わざるを得ない。会計上の透明化と活動実態の公開などを通じて、宗教法人が裏表のない活動を行うことで宗教法人全体に対する国民の心象も大きく変化していくものといえ、2世信者など宗教活動の被害者を救う宗教団体横断の取組みなども含めた宗教法人の信頼回復への取組みが一層求められていると言えるだろう<sup>12)</sup>。

- 
- 1) 「山上容疑者を殺人罪で起訴へ」日本経済新聞2023年1月9日朝刊
  - 2) 東京地裁平成7年10月30日決定(判タ890号38頁)
  - 3) 東京地裁平成21年11月10日判決(消費者法ニュース83号289頁)
  - 4) 田近肇「宗教法人の詐欺行為を理由とする解散命令請求」ジュリスト臨時増刊1246号11頁(平成14年度重要判例解説)
  - 5) 名古屋高裁平成14年4月8日判決(高等裁判所刑事裁判速報集(平14)127頁)
  - 6) 大阪高裁昭和38年6月10日決定
  - 7) 消費者法ニュース113号293頁
  - 8) 消費者法ニュース107号329頁
  - 9) 消費者法ニュース85号306頁
  - 10) 判例時報1755号93頁
  - 11) 判例タイムズ1121号202頁
  - 12) この他の参考文献として  
井上恵行『宗教法人法の基礎的研究(訂正5刷)』第一書房  
石村耕治『宗教法人法制と税制のあり方』法律文化社  
渡部 蒔『最新逐条解説宗教法人法』ぎょうせい  
宗教法人研究会『Q&A改正宗教法人法』ぎょうせい